

量子科学技術研究開発機構 任期制常勤職員（技術職・技術員）募集要項  
－放射線医学総合研究所－

募集者名称：国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

- 1 採用予定人員  
任期制常勤職員（技術職・技術員） 1名
- 2 業務内容
  - (1) 放射線治療品質管理
  - (2) 放射線品新管理に関わる技術開発
- 3 配属先（予定）  
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所臨床研究クラスター  
放射線品質管理室
- 4 勤務地（予定）  
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所  
（住所：千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1）
- 5 応募資格
  - (1) 理工学系修士以上の学位あるいは放射線技術系修士以上の学位を有すること
  - (2) 医学物理士の資格を有することあるいは取得の意志があること。
- 6 勤務条件
  - (1) 報酬 : 年俸制、当機構の規程に基づき決定
  - (2) 手当等 : 通勤手当、超過勤務手当、住居手当、扶養手当 等
  - (3) 勤務時間 : 8 : 30～17 : 00  
ただし、以下の変形労働制等もあり（勤務地、職種によって異なる）  
シフト勤務、フレックスタイム制、裁量労働制  
（裁量労働制を選択した場合には8時間15分勤務したものとみなす。）
  - (4) 休日・休暇 : 週休2日制(土、日)、祝日、年末年始休暇、年次有給休暇、特別休暇、等。
  - (5) 各種保険 : 健康保険、厚生年金保険、科学技術企業年金基金、雇用保険、労災保険
- 7 提出書類
  - (1) 履歴書（当機構指定様式を使用したもの）（[PDF](#)、[WORD](#)）
  - (2) 職務経歴書（A4様式自由）
  - (3) 本業務への抱負  
※A4片面印刷としてください。  
※書類は折らないでください。  
※応募書類に不備がある場合受理しないことがあります。
- 8 書類提出締切日  
平成30年8月31日（必着）
- 9 書類提出先  
〒263-8555 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

放射線医学総合研究所 管理部庶務課

(封筒に「**任期制常勤職員応募書類 (技術職／臨床研究クラス放射線品質管理室)**」と朱書してください。)

10 書類審査

提出された応募書類について審査の上、採用試験受験者を決定します。書類審査の結果及び採用試験の詳細については、応募書類に記載の e-mail 又は住所あて文書で通知します。応募書類は返却致しませんのでご了承下さい。

11 採用試験

(1) 業務経歴審査

(2) 面接審査

※業務経歴審査は面接審査の中で実施する場合があります。

12 採用試験日

平成30年9月上旬

※採用試験日は予定であり、変更する場合があります。後日対象者に通知します。

13 採用試験会場

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所

※試験会場は予定であり、変更する場合があります。後日対象者に通知します。

14 試験結果

採用試験終了後、速やかに文書により通知します。

15 契約期間

平成30年10月1日から平成31年3月31日まで

(次年度への雇用期間更新は、業務の必要性及び職務遂行能力、職務遂行態度、服務状況の評価の他、予算・経費の状況等に基づいて判断する。ただし雇用期間の限度は当初採用日から5年に達する日までとする。)

16 旅費について

当該応募に係る旅費は支給いたしません。

17 問合せ先

(1) 応募に関する問合せ先

〒263-8555

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

放射線医学総合研究所 管理部庶務課 下福

Tel: 043-206-3004 E-mail: nirs\_jinji=qst.go.jp

(「=」を「@」に置き換えてください)

(2) 業務内容に関する問合せ先

〒263-8555

千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所

臨床研究クラス放射線品質管理室 福田茂一

Tel:043-206-4025 E-mail: fukuda.shigekazu=qst.go.jp

(「=」を「@」に置き換えてください)

18 留意事項

日本国籍を有していない場合は、採用予定日までに日本国内における当機構で就労するために必要な在留資格を取得してください。

19 個人情報の取扱い

提出いただいた個人情報は採用選考のために利用します。採用が決定した方の個人情報については、引き続き採用後の雇用管理のために利用します。その他の方の個人情報は提出していただいてから1年を経過した時点で破棄します。

20 その他

本募集で採用された職員は、研究開発力強化法第15条の2第1項第1号の規定に該当し、労働契約法第18条の特例対象となります。